

山口地方・家庭裁判所委員会（第2回）議事概要

1 日時 平成30年2月6日（火）午後2時

2 場所 山口地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 山口地方裁判所委員会委員（五十音順，敬称略）

雲野晴久，江崎克彦，大田明登，大森俊介，小野寺雅子，金村敏彦（委員長），兒玉達哉，椿美紀代，福井美枝，松村和明，山本勝也

(2) 山口家庭裁判所委員会委員（五十音順，敬称略）

板村憲作，大田紀子，金村敏彦（委員長），川西薫，寺田徹郎，中田克之，平川恵美子，山田貴之

(3) オブザーバー

ア 山口地方裁判所

細木事務局長，吉富事務局次長，加藤民事首席書記官

イ 山口家庭裁判所

飯富事務局長，兒玉事務局次長，山口首席家庭裁判所調査官，有馬首席書記官

4 議事の概要

(1) 新任委員の自己紹介（雲野委員，江崎委員，大田（明）委員，大森委員，福井委員，金村委員）

(2) 山口地方裁判所委員会委員長選任及び委員長代理の指名

金村委員が委員長に選任され，福井委員が委員長代理に指名された。

(3) 報告「平成29年2月開催の山口地方・家庭裁判所委員会（議題：山口地方・家庭裁判所における要配慮者に対する合理的な配慮について）での意見を踏まえた取組について」（山口家庭裁判所大田会計課長）

平成29年2月開催の山口地方・家庭裁判所委員会での意見及び意見を踏まえた取組（山口地方・家庭裁判所庁舎分）は、次のとおりである。

ア 庁舎正面玄関の南側スロープの近くにある車椅子利用者等駐車場は、1台分でなく2台分を設置した方がよいのではないかと。

（意見を踏まえた取組）

庁舎正面玄関の南側スロープの近くにある車椅子利用者等駐車場を2台分に増設し、同駐車部分を分かりやすく青色に塗装した。

イ 庁舎正面玄関から始まる点字ブロックは、受付カウンターに繋がっているが、受付カウンターに職員がいないことがあるのではないかと。

（意見を踏まえた取組）

当該点字ブロックの誘導先を、職員が常駐する民事訟廷事務室に変更した。

ウ 裁判所見学において、要配慮者のための設備等の情報の広報に特化したものを開催してはどうか。

（意見を踏まえた取組）

特別支援学校の裁判所見学において、要配慮者のための設備等の見学及び模擬体験を実施した。

(4) 意見交換「調停委員の給源確保について」

ア プレゼンテーション（山口家庭裁判所笠岡総務課長）

調停委員を確保できない原因として、①雇用と年金の接続、②質の高い調停委員の必要性が考えられるが、各委員からはこれらの原因を解消し、安定的に調停委員の給源を確保するための意見等をいただきたい、などの説明等がなされた。

イ 意見交換

意見交換の要旨は別紙のとおり

(5) 次回の意見交換のテーマ及び開催日について

ア 山口地方裁判所委員会

意見交換のテーマは「簡易裁判所民事手続の利用促進について」とし、開催日は、平成30年6月29日とする。

イ 山口家庭裁判所委員会

意見交換のテーマは「成年後見制度について」とし、開催日は、平成30年10月18日とする。

(別紙)

「調停委員の給源確保について」に関する意見交換の要旨

(発言者：◎委員長，○委員，△裁判所)

◎ まずは、意見交換の前提として、調停制度について簡単に説明をさせていただく。主な調停の種類としては、民事調停と家事調停がある。現状の調停はきちんと機能していると認識しており、申し立てられた多くの調停事件が短期間で円満に合意に至り解決されている。調停は、主に裁判官1人と調停委員2人で構成される調停委員会が進行しているが、裁判官は必ずしも常時同席しているわけではなく、適宜評議の上で、調停委員が当事者からの事情聴取を行い、合意のあっせん等に当たっていることが多い。そういった理由から、調停委員には、総合的な人間力が求められており、事件の種類によっては、専門的知識等も必要になるため、そういった資質、高い能力を有する人材を確保することが問題となっている。各委員から意見をいただく前に、参考までに、裁判所から、調停の実務において調停委員が苦勞している点などについて紹介していただきたい。

△ 家事調停では、当事者との間における事実関係や進行状況の共通理解が難しいこと、当事者の権利意識の高まりから調停は話し合いであるということを理解してもらえないこと、調停は申立人が有利であり相手方が不利になるとの誤解を有していること、期日毎に主張が変わっていくことがあること、家事事件の性質上当事者が感情的になる場合があること、などが調停委員からの意見等として挙げられるところである。

民事調停では、家事調停よりも感情的になることが若干少ないと思われるが、その他の点は家事調停と同じようなことが挙げられる。事件の種類によっては事案が複雑となり主張を理論立てて話すことが難しく、主張整理が難しいことがあること、自身の意見に固執して相手の意見を聞かないことがあること、などが調停委員からの意見等として挙げられるところである。

- ◎ 現状の調停委員の給源確保の方法としては、主に、現職調停委員からの紹介と各種団体への推薦依頼を行っているところである。これらは、複雑困難な事件を解決するための専門的な知見を有する者と、当事者間の感情的な対立が激しい事件のように解決の難しい事案に対応できるだけの高い能力や豊富な経験を有する者を確保するという目的から行っているものである。これらの方法のほかに、どのようなものが考えられるか、意見をいただきたい。
- 調停委員の職業割合として、個人的には弁護士の割合が少ないと思われる。弁護士は専門的な知識を有しており、弁護士会は有力な給源と認識している。弁護士会に対する推薦依頼の数を増やしてもらえれば、協力できるように働き掛けをしていきたいと思う。
- 今の意見に関連して質問だが、推薦依頼に対して応募する弁護士が少ないという状況なのか、それとも推薦を依頼する数が少ないという状況なのか。
- △ 県弁護士会との間では、本庁、支部に対応する地区会との間で、それぞれ話を進めるようにとの説明をいただいている。そのため、本庁では、各支部と各地区会との間の具体的なやり取りは承知していないという状況である。
- 例えば、地元企業に推薦依頼をすれば、能力を有する者やネゴシエーションスキルがある人の推薦があるかもしれない。どこの企業がよいか、商工会議所がよいのか、具体的には分からないが、大きな企業であれば社会貢献活動にも関心があると思うので、幅広い年代の確保ができるのではないか。
- 今の意見に賛成である。調停委員は高い能力が求められると思うが、労働審判員を推薦しているような企業であれば、協力できると思う。
- 学校の教職員は調停委員の候補者として考えられると思う。現職は多忙なこともあり難しいと思われるが、退職後の者を検討するのは有効だと考える。60歳の定年後に再任用されている者もいるが、それ以外の者については、校長会等に話を持っていけば興味を持つ者が出る可能性はあると思う。
- 大学も地域貢献のことは考えているので、専門的な知識を持つ教授にも声

を掛けられればよいのではないかと思います。ただ、現職の教授については、週3回程度調停を担当することは難しいと思う。63歳の定年後であれば、それなりの人材はいると思われる。退職後の教授の団体があるかなどの詳細は分からないが、所属していた大学を経由すれば、話をすることはできると思われる。

- ◎ 調停委員になった場合の負担については、幅広い年齢層の確保も含めて、後ほど意見交換をしたい。そのほかに調停委員の給源となり得る団体等は考えられるか、心当たりのある委員はいるか。
- 先ほど商工会議所が挙げられたが、中小企業では本業が忙しく、時間的余裕がない場合が多いと思われる。ロータリークラブは、目標の一つに個人の生活全般に奉仕の理念を適用することとしており、また、社会奉仕団体であるライオンズクラブがあり、これらは給源となる団体として考えられると思う。年齢的にも40歳代の加入者もいる。その他に、国際ソロプチミストは、実業界や専門職で活躍している女性で構成されている団体なので、社会貢献に関心がある者も多いのではないかとと思われる。
- 現職調停委員からの紹介と各種団体への推薦依頼の方法では、募集の方法として閉鎖的な感じがする。調停委員としての能力等を有する者を確保するためにある程度の縛りを掛けていると思われるが、例えば、ポスターを掲示する等して、一般からの募集を考えるのも方法の一つかと思う。調停委員としてのレベルの維持は、面接や利用者に対するアンケートなどを行って対応し、人材の裾野を広げるという方法もあるのではないかとと思う。また、家事調停については、専門的知識より人柄が重要となると思われるので、各種団体への推薦依頼の方法によらなくてもよいのではないかとと思う。それと、先ほど話が出たが、週3回の担当という負担を減らすことができれば、もう少し人材が集まるのではないかとと思われる。
- ◎ 裁判所から、調停委員に任命する前提として、週3回の担当をお願いする

という説明をしているのか。

- △ 個別の事件によって異なることが前提だが、1件の調停における期日指定の間隔が1か月とすれば、5件の調停を同時に担当した場合には1か月に5回となる。民事調停と家事調停でも異なり、担当する調停事件の数は調停委員によって異なるのであくまで仮定の話となるが、裁判所として、週3回の担当ができなければならないというような制限はしていない。
- 調停委員としての適任者を求めるのであれば、現職調停委員からの紹介と各種団体への推薦依頼の方法で構わないと思う。問題は、なってくれる人がいないということだと思う。理由としては、敷居が高いと感じていて、尻込みをさせてしまっていることもあるのではないかと。調停委員のことを広報して、なってくれる人を募るのもよいのではないかと。思う。
- 今の意見に賛成である。推薦を受けて調停委員になったとしても、必ず全員が優秀な調停委員となるとは限らないと思う。それであれば、企業、学校、各種団体などに広く広報して、将来の選択肢として調停委員が考えられるようにすればよいと思う。
- 経営者の中には勲章に興味がある人が結構いるが、調停委員として経歴を積んだ場合には、勲章の対象となるのか。
- ◎ 調停委員としての功労によって勲章の対象となる場合もあるが、それはあくまで結果であると理解している。

裁判所として調停制度の周知が足りていなければしななければならないが、それが調停委員の給源確保にどのようなつながるかも踏まえて、いただいた意見を検討していきたい。

年齢については、65歳になって本業を辞めた後に調停委員になる者も多く、経験を積む期間が70歳までとなることから不足するのではないかと。いう点も挙げられている。幅広い年齢層の調停委員、40歳以上の若い者を増やすべきであるか、増やすべきとした場合にどのような確保の方法が考えら

れるかについて、メリット、デメリットもあると思われるが、それも踏まえて意見をいただきたい。

- 若い人が必要かということであれば、ケースバイケースでメリットとデメリットはあると思われるが、確保は意識すべきだと思う。ただ、40代、50代は、本業で中心的役割を果たしている時期でもあり、調停委員ばかりをするというのは無理がある。調停委員の母数自体を増やすことによって負担を減らしていかないと、調停委員に興味がある者がいたとしても、忙しさなどの理由から確保は難しいと思われる。月1回程度の負担であれば何とかするのはではないか。広報の方法としては、若い者に限らず、裁判員裁判の候補者に広報用のDVDを見てもらうことなども考えられると思う。
- 若い世代を確保しようと思えば、裁判員裁判の裁判員のように、制度として作るしかないのではないか。方法として、例えば、40代の者には任期を3年と限定するなど、70歳まで任期がずっと続かないように負担を軽くしていけば、民間の若い世代はなりやすいと思う。
- 調停の利用者の立場からすれば、あまり若いと説得力に不安があると思われる。ただ、調停委員としての経歴の長さにこだわらなくても、それまでの経験や資質から、調停はそれなりに進めることはできると思う。幅広い年齢層を確保することに反対するものではないが、若さや調停委員としての経験年数ばかりにこだわる必要はないと考える。
- 大学の教授という意見があったが、教鞭に立っている者の多くは30歳前頃に就職しているので、若い時期はなかなか難しく、ある程度負担が減るのであれば、時期によっては可能になると思われる。そのほかには、臨床心理士の中にはフリーランスの人もいるので、割と時間に融通がきく人もいるかもしれない。臨床心理士の団体は県や市ごとにあると思う。
- 現在と過去の調停委員を比べると、その性質が変わってきていると感じることがある。昔は、総合的な人間力を用いた当事者への説得にこだわりがあ

ったように思う。今は、説得より、当事者の意見を聞いて、その上で意見調整をしていく面が強くなっていると思う。調停委員としてのある程度の素養があれば、年齢は関係ないと思う。調停は調停委員2人と裁判官で進めていくので、不足している点があれば相調停委員や裁判官が補ってくれるので、若くてもトレーニングがされると考える。また、調停委員としての報酬はあるが、ボランティア精神を持っている人でないと務まらないと思う。県や市の各種委員は3年から4年までくらいの任期が多いと思うが、調停委員は1度任命されると70歳まで務められる者も多く、それは大変な仕事だと思う。ある程度のトレーニングを積んだ者が辞めるのはもったいないが、担当する回数や任期の期間等は、ある程度柔軟に考えていくことをしていく方が調停委員の給源の確保にはよいと思う。

- 制度的に可能かどうかは分からないが、70歳という上限を75歳まで延ばすことも考えられると思う。せっかく優秀な調停委員であっても、70歳で終わりということであればもったいない。最近の70歳は若いので、75歳でもよいのではないかと思う。また、給源となる団体としては、ボランティア精神という発想であれば、社会福祉協議会に広報を試みるのも一つの方法と思われる。